



# 平成28年度 梶原こども園

平素は梶原こども園の運営にあたいご支援、ご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度の梶原こども園入園児を下記のとおり募集します。

●1号認定、2号認定  
対象年齢：3歳児以上  
(平成22年4月2日～平成25年4月1日生まれ)

●3号認定  
対象年齢：1歳～2歳児  
(平成25年4月2日～平成27年4月1日生まれ)

利用申込をされる保護者の方は[支給認定申請書]を提出していただき、利用のための「支給認定証」の交付を受けていただく必要があります。

●現在、2歳児クラス(うさぎ組)に通われている在園児も支給認定申請書の提出が必要です。  
その他の在園児のご家庭に関しましては提出の必要はありません。

○支給認定は3つの区分に分かれています。

(下記参照)

認定区分		有効期間
3つの認定区分	1号認定 お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 幼稚園の教育(4時間)が終了し、降園。その後は家庭で過ごす。	小学校に入学するまでの期間
	2号認定 お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望される場合 幼稚園の教育(4時間)が終了し、その後は、お迎えの時間まで保育を希望する者。	「小学校に入学するまでの期間」もしくは「保育の必要な期間」のいずれか短い期間
	3号認定 お子さんが満1～3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望される場合 現在の保育園の形態(ひよこ組・いす組・うさぎ組)。	「満3歳の誕生日の前々日までの期間」もしくは「保育の必要な期間」のいずれか短い期間

# 入園申込案内



○2号・3号支給認定における保育の必要な事由、提出書類

保育の必要な事由	添付書類
●就労 保護者が仕事をしている場合 (3歳以上の幼児も必要です)	就労証明書(内職・自営業の場合は民生委員の証明書)
●妊娠・出産 母親が出産前後の場合	母子手帳のコピー (氏名・出産予定日の分かるもの)
●保護者の疾病、障害 保護者が病気、負傷または心身に障害のある場合	医師の診断書
●同居または長期入院している親族の介護・看護 その児童の家庭に長期にわたる病人等がいて保護者がいつも看護にあっている場合	診断書もしくは民生委員の証明
●災害復旧 住宅が火災、風水害、地震などの被害に遭い、保護者がその復旧にあたる場合	
●求職活動 保護者が求職活動を行っている場合	ハローワークカード 民生委員の証明(求職中である旨の記載があるもの)
●就学、技能習得 保護者が就学又は職業訓練を行っている場合	
●虐待・DVのおそれがあること 児童虐待・DVにより保育が困難であると認められる場合	
●育児休業取得中に既に保育を利用してる子どもがいて、継続利用が必要であること 母親が妊娠・出産により、育児休業を取得中であるが、上の子供が既に保育所を利用しており、なおかつ継続して入所することが必要であると認められる場合	就労証明書 (育児休業取得の記載があるもの)

○入園申込書は梶原こども園または教育委員会に用意しています。

○提出期限……平成28年2月22日(月)期限厳守

●～申込書の提出・お問い合わせ先～

教育委員会学校教育係(65-1350)